○五所川原市特定非営利活動促進法施行細則

平成27年2月9日五所川原市規則第1号

改正

平成29年2月8日五所川原市規則第2号 令和元年6月27日五所川原市規則第6号 令和3年8月16日五所川原市規則第13号 令和6年2月26日五所川原市規則第2号

五所川原市特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)及び青森県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年青森県条例第45号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

- 第2条 法第10条第1項の申請書は、設立認証申請書(様式第1号)によらなければならない。
- 2 法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、 それぞれ副本1通を添えなければならない。
- 3 条例第2条第6項の補正書は、設立認証申請書等補正書(様式第2号)によらなければならない。
- 4 設立認証申請書等補正書には、補正後の設立認証申請書及び法第10条第1項各号に 掲げる書類を添えなければならない。
- 5 第2項の規定は、設立認証申請書等補正書に添付する書類について準用する。 (登記完了届出書)
- 第3条 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。第9条第2項において同じ。)の規定による届出は、設立(合併)登記完了届出書(様式第3号)により行わなければならない。

(成立時の財産目録の備置き)

第4条 法第14条の財産目録は、設立当初の事業年度の翌々事業年度の末日までの間、 事務所に備え置かなければならない。

(役員の変更等の届出)

- 第5条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届出書(様式第4号)により行わなければならない。
- 2 法第23条第1項の規定により添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えなければならない。
- 3 法第23条第2項の規定により提出する条例第2条第2項各号に掲げる書面は、法第 23条第1項の規定による届出の日前6月以内に作成されたものでなければならない。 (定款の変更の認証申請)
- 第6条 法第25条第4項の申請書は、定款変更認証申請書(様式第5号)によらなければならない。
- 2 法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する 事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定に より添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類には、それぞれ副本1通を添えな

ければならない。

- 3 条例第4条第3項の補正書は、定款変更認証申請書等補正書(様式第6号)によらなければならない。
- 4 定款変更認証申請書等補正書には、補正後の定款変更認証申請書並びに法第25条第4項及び第26条第2項の規定により添付する書類を添えなければならない。
- 5 第2項の規定は、定款変更認証申請書等補正書に添付する書類について準用する。 (定款の変更の届出)
- 第7条 条例第4条第4項の届出書は、定款変更届出書(様式第7号)によらなければならない。
- 2 法第25条第6項の規定により添付する変更後の定款には、副本1通を添えなければならない。

(定款の変更に係る登記事項証明書の提出)

- 第8条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、その旨を記載した書面により行わなければならない。
- 2 法第25条第7項の規定により提出する登記事項証明書には、副本1通を添えなければならない。

(事業報告書等の提出)

- 第9条 法第29条の規定により提出する事業報告書等には、それぞれ副本1通を添えなければならない。
- 2 特定非営利活動法人は、条例第5条第2項に規定する書類を法第13条第2項の規定 による届出時に併せて市長に提出しなければならない。

(事業報告書等の閲覧等)

- 第10条 法第30条の規定による閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)は、市長が 定める場所(以下この条において「閲覧所」という。)において行うものとする。
- 2 閲覧所において閲覧等をすることができる日は、五所川原市の休日に関する条例(平成17年五所川原市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日以外の日とする。
- 3 閲覧所において閲覧等をすることができる時間は、午前8時30分から午後5時15 分までとする。
- 4 市長は、書類の整理等のため必要がある場合は、臨時に閲覧所の休日を設け、又は閲覧所において閲覧等をすることができる時間を短縮することがある。
- 5 閲覧等をしようとする者(以下「閲覧者等」という。)は、備付けの閲覧謄写簿(様式第8号)に必要な事項を記入しなければならない。
- 6 閲覧者等は、閲覧等に係る書類を指示された場所以外の場所に持ち出してはならない。
- 7 市長は、閲覧者等が前項の規定に違反したとき、又は閲覧等に係る書類を汚損し、若しくは毀損し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、その者の閲覧等を禁止することがある。
- 8 条例第6条第2項の規定により法第30条に規定する書類の写しの交付を受けようとする者は、事業報告書等の写し交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(解散認定申請書)

第11条 条例第7条の申請書は、解散認定申請書(様式第10号)によらなければならない。

(解散の届出等)

- 第12条 法第31条第4項の規定による届出は、解散届出書(様式第11号)に解散及 び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。
- 2 法第31条の8の規定による届出は、清算人就任届出書(様式第12号)に当該清算 人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

(残余財産譲渡認証申請書)

第13条 条例第8条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書(様式第13号)によらなければならない。

(清算結了の届出)

第14条 法第32条の3の規定による届出は、清算結了届出書(様式第14号)に清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

(合併の認証申請)

- 第15条 法第34条第4項の申請書は、合併認証申請書(様式第15号)によらなければならない。
- 2 条例第9条第3項の補正書は、合併認証申請書等補正書(様式第16号)によらなければならない。
- 3 合併認証申請書等補正書には、補正後の合併認証申請書及び法第34条第5項において準用する法第10条第1項各号に掲げる書類を添えなければならない。
- 4 第2条第2項の規定は、合併認証申請書及び合併認証申請書等補正書に添付する書類 について準用する。

(合併の場合の賃借対照表等の備置き等)

- 第16条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。
- 2 第4条の規定は、法第39条第1項の登記をした場合について準用する。

(身分証明書)

第17条 法第41条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第17号)による ものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第18条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。 以下「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項の規定により電子情報処理組織を 使用する方法により申請等(情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等をいう。 以下同じ。)を行う者は、次に掲げる事項を、条例第17条第1項の申請等を行う者の 使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。
 - (1) 当該申請等を書面等(情報通信技術活用法第3条第5号に規定する書面等をいう。 以下同じ。)により行うときに法、条例又はこの規則の規定により当該書面等に記載すべきこととされている事項
 - (2) 当該申請等を書面等により行うときに法、条例又はこの規則の規定により添付すべきこととされている書面等に記載すべき又は記載されている事項
 - (3) 識別符号及び暗証符号
- 2 条例第17条第3項及び前項第3号の識別符号及び暗証符号は、市長が別に定めると ころによる。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第19条 条例第18条の規則で定める方法は、情報通信技術活用法第3条第7号に規定 する電磁的記録に記録されている事項をインターネットを利用する方法又は当該事項を 記載した書類を備え置く方法とする。

(電磁的記録による備置きの方法等)

- 第20条 条例第19条第2項の規則で定める方法は、次のいずれかの方法とする。
 - (1)作成された電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより備え置く方法
 - (2)書面に記載されている事項をスキャナ (これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法
- 2 特定非営利活動法人は、条例第19条第2項及び前項の規定による電磁的記録の備置きを行うときは、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書類を作成することができるための措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第21条 条例第20条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る 電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する 方法とする。

(電磁的記録による閲覧の方法)

第22条 条例第21条第2項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を閲覧に供する方法とする。

(雑則)

第23条 法、条例及びこの規則の規定により市長に対して提出する書類は、日本産業規格A列4番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、青森県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年青森県規則第97号)の規定によりされた手続その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。